

令和8年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（6日目）

1. 令和8年3月24日 午前 9時30分 開議

2. 令和8年3月24日 午前11時08分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	由	香	2番	渡	邊	順	子
3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	平	澤	一	浩	8番	山	崎		誠
9番	石	井	壽	富	10番	片	岡	昭	彦
11番	黒	田	員	米	12番	西	山	宗	弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

4番	高	森		学	5番	丸	山	節	夫
----	---	---	--	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	岩	崎	啓	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	大	月	道	広					
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	石	坂	晃	則	建	設	課	長	大	月		豊							
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	中	山		仁					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第23号 令和8年度吉備中央町一般会計予算について
(追加日程)
- 追加日程第1 議案第35号 吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 追加日程第2 議案第36号 令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について
- 追加日程第3 議案第37号 令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第23号	令和8年度吉備中央町一般会計予算について	可決
議案第35号	吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	可決
議案第36号	令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第37号	令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決
	閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

春の兆しが見え始めた頃ではございますが、朝夕、大変まだまだ肌寒さを感じられる時期でございます。それぞれ皆様方におかれましては、体調管理のほうを十分に御留意されますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を開会日に報告したものに加えて、NHK岡山放送局に許可をいたしますので、報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、高森学君、5番、丸山節夫君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、議案第23号、令和8年度吉備中央町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

おはようございます。

2点お伺いさせていただきます。

84ページ、衛生費、委託料にある地球温暖化対策実行委員会開催業務42万7,000円、地球温暖化対策に関する研修会実施支援業務51万2,000円が計上しています。近年の気候変動により、猛暑や豪雨など私たちの暮らしに直結する影響が顕在化しています。気温の上昇は、農業や防災、健康など幅広い分野に影響を及ぼす重要な課

題です。こうした中で、今回計上されている地球温暖化対策に関するこの事業、どのようなことに取り組んでいくのか、お答えください。

2つ目、100ページ、商工費、負担金補助及び交付金、地域活性化起業人受入負担金が計上されています。どのような内容なのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、御質問にお答えいたします。

この予算の業務の内容をお話する前に、地球温暖化対策実行計画の基となる地球温暖化対策推進法について簡単にお話しさせていただきます。

地球温暖化対策推進法は、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会実現を基本理念に掲げ、温室効果ガスの削減と地域脱炭素化を促進する法律です。この法律の下、地方公共団体には、地球温暖化対策の推進に関する法律により実行計画を策定するように定められており、当町においても地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定するようにしております。

地球温暖化対策実行計画とは、温室効果ガスの排出量の削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り込むための計画でございます。

本計画は、町自らが地域における一事業者、一消費者として、全職員参加の下、事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより地球温暖化の防止に寄与し、町職員が率先してこの計画に基づき実施することで、町民、事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的としております。

そして、今回、令和8年度予算計上しているものについては、町が取り組むために町内部での実行委員会の立ち上げや、職員にこの計画を実践してもらうための職員研修会を開催するため、専門的知識を有する業者に説明等をお願いするための費用でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、100ページの地域活性化企業人受入負担金についてですが、これは、企業等の社員を一定期間受け入れて、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事していただくというようなことで、その負担金と考えております。今のところ、町では、観光面でそういった企業人の方を活用できないかと思ひ、予算計上しております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑ございませんか。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

お答えいただき、ありがとうございました。

研修を実施することで、組織としての変化や多くの方の行動変容につながることを期待しています。引き続きよろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

予算書のページの28ページの歳入の学校施設環境改善交付金9,400万円余りと、同じく歳入というか町債なんですけども、41ページのエアコンの設置工事9,400万円ぐらいなんですけども、特にエアコン設置工事の町債はすぐ分かるんですが、さっきの学校施設、28ページの9,400万円の交付金、これは何に使われるのか、歳出のほうで分からなかったもので、御説明いただきたいのが1つです。

もう一つ、もう一点ですが、学校施設の津賀の改修ということで歳出のほうなんですけど、47ページの旧津賀小学校・幼稚園改修工事2億9,000万円、3億円弱の改修工事の内容と、それと関連して115ページの旧下竹小の改修工事が9,900万円入っておりますけども、これについて、旧下竹荘小学校のことについては説明を受けましたけども、もう一度、津賀と下竹について、あらましの工事内容をお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

まず、歳入、P28ページの学校施設環境改善交付金でございますけれども、これは2つ内容がございます、1つは3小学校の屋内体育館のほうへ空調設備を設置するための設置工事と工事監理業務でございます。これが約9,460万円ほどの予算となっております。あわせて、残りが情報通信ネットワーク環境施設整備補助金といたしまして、学校の通信環境を、国の基準があるんですけども、国の基準を満たすように工事をするという、この2つの内容でございます。

41ページの教育債ですか、エアコン設置工事、これは過疎対策事業等で上げさせていただいております。

それと、あとは下竹小学校の概要でよろしかったですかね。

○8番（山崎 誠君）

下竹とそれから津賀。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

の進捗状況みたいなことですか。

○8番（山崎 誠君）

工事内容に少し。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

工事概要。

教育委員会のほうでは、旧下竹荘小学校へ教育委員会の事務所、また社会福祉協議会等の事務所が移るということになっています。令和7年度において設計のほうを完了いたしまして、令和8年度になりまして工事のほうを着手するようにしております。内容につきましては、旧学校の施設を基本的にはそのまま活用するということですので、教室を大きく変えるのではなく、今ある状態をきれいにするというようなイメージでございます。改修するのは、今の校舎の部分のみということになります。

説明は以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑ございますか。

岡崎加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（岡崎直樹君）

それでは、質問にお答えいたします。

旧津賀小学校改修工事の工事内容ですが、来場者の駐車場の整備、アスファルト舗装とバリアフリーを考慮してスロープの整備、駐輪場の整備、あと図書館、公民館のホール等として使用しますので、エアコン未設置箇所へのエアコンの設置、あとそれに伴う電気設備、キュービクルの増設、廊下、内装の改修、来場者用入り口の自動ドア設置と多目的トイレの設置、既設トイレの改修、建物内のLED照明等の工事を予定しております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑ございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ではまず、2点お伺いします。

まず、71ページ、家族介護用品支給事業836万円、これは昨年度より88万円の予算減となっておりますが、この理由と、それから今使われてる方の対象人数をお知らせください。

そして、もう一点、ページが83ページですね。看護師養成奨学金貸付事業、こちらは360万円の予算ですが、昨年と比べて60万円増、ということは1人分の予算が増額になっております。これは令和6年から支給が開始されていまして、今年3年目を迎えております。今、この奨学金を使ってお勉強されてる看護師の卵の方の人数と、それから今年予算を増額されたことの原因というか要因をお知らせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

71ページの家族介護用品支給費でございます。

年々、利用者のほうが減少しておりますので、実績に伴う減少ということであります。

対象人数でございますが、すみません、こちらの人数につきましては後ほど御報告させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

看護師養成奨学金貸付事業でございますが、今年度は5名の方の枠を取っており、5名の貸付けを実施をしておるところでございます。

今年度で1名の方が卒業予定でございますので、1枠の予算が来年度は今年度どおりの予算計上をいたしますと1名の枠ということになりますので、もう一名の方の枠を増やして募集をしていくということで増額とさせていただいております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ありがとうございます。

それでは、もう2点ほど、すみません、お願いします。

69ページ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料220万円、こちらの事業内容と対象者数、そして委託先のほうをお知らせください。

あと、もう一点、ページは59ページですかね。農産物の海外輸出に向けたPR事業、これは天満屋さんと伊勢丹でしたっけ、デパート、シンガポールのほうへ町内産のブドウとかを展開して、それから市場拡大を図るという事業と伺いましたが、これは本当に付加価値を高めることにもなるし、生産者の収入増にもなって、大変よい事業だとは思いますが。これに関しては、町長もトップセールスとして行かれるんでしょうか。そして、担当職員のほうも、委託販売だけではなく、現地の状況とか反応を確認する必要があるのではないかと思います。同行されるのかどうか、そちらのほうをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

お答えいたします。

すみません。先ほどの介護用品の支給対象者ですけれども、人数が15名でございます。よろしく願いいたします。

先ほど御質問のありました生活困窮者支援等のための地域づくり事業についてでございます。

この事業につきましては、地域におけるつながりの中で住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ、生活課題の把握、住民生活の活動支援、情報発信、地域コミュニティーを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じまして、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図るというものでございます。住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて実態把握などを行いまして、地域住民が属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と交流でき、安心して過ごすことのできる居場所づくりなどをつくっていききたいというふうに考えております。

ですので、特に対象者数というのはございませんが、地域づくりの中においてそういう居場所づくりができたというふうに考えております。

委託先につきましては、社会福祉協議会を予定しております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

シンガポールへの農産物の販路拡大につきましては、吉備中央町、本当にほかに誇れる特産物が多くございます。そのためにも、多くの方に知っていただく、またブランド力を向上するという意味もございますので、都合がつく限り、私もトップセールスをしたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁なんですけど、現地へ赴かれることはありますかという質問に対しての答弁をお願いします。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

シンガポールへのPR事業、これに職員は同行するかという御質問でございますが、せっかくの農産物のPR等、絶好の機会でございますので、連携協定を結んでいる事務の所管課、定住促進課、それから農林課のほうで同行予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

114ページ、115ページに旧下竹小施設改修工事関連が合計1億265万円計上されています。12月議会でも防災の観点から懸念を質問いたしました。こちらは、教育委員会や地域包括支援センター、それから社協、子育て推進課などが移転される予定で計画されています。

12月でも質問しましたが、建物自体が土砂災害警戒区域に存在しているということ、また川の合流地点であるために、川を複数回渡る形の地形になっていること、また周辺部、経路には、土砂災害警戒区域だけでなく、特別警戒区域も複数存在しています。地理的には町の中心部で利便性は高いですけれども、最も注意しなければならないエリアの一つであると言えます。同じ中心部である吉備高原もすぐ隣に位置しています。

お聞きしたいのは、ほかの移転集約先を検討する余地がないのかということです。12月の質問の中でも、御答弁で、どの場所で集約、再配置することが最も効果的かという観点から総合的に検討をした結果というふうに御説明がありましたが、移転場所としてどこを比較検討されたのか、またほかの移転先を検討する余地はないのかということ伺いたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

下竹小学校跡地活用での教育委員会、福祉、また社協さんの移転でございますが、これにつきましては、6校が小学校としての機能がなくなって他の用途にということでございます。それにつきましては、地元要望をしっかりと聞いた上での活用を考えるということが前提になっております。そうした中で、1つは、地元要望がそのような活用を望んでおられるということが1つ。そして、他の小学校に、検討した中で、地理的なこともございま

して、賀陽、加茂川の中心、また加賀中学校のそばということもございまして、そちらに総合的検討の中で教育委員会部局を移転するかという方向に決定をさせていただきました。これは100%安全かというような論点の中ではなかなか難しいものがございしますが、総合的検討の中でこのような位置に決めさせていただきました。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

12月の質問の中でも繰り返しおっしゃってたんですけども、地元からの要望っていう言葉があるんですけど、教育、福祉行政は全町民のニーズですよ。社協や教育委員会の移転については、行政が地元ニーズをだから説明するっていうのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っています。

だから、教育、福祉の集約、再配置っていうことについては、一旦、学校跡地利用とは離れても検討する必要があるのではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今言われた地元要望、それありき、そのウエートが大きいものではございません。ただ、地元が反対するようなものはそこに持ってこないというのが前提でございました。そういう意味でございます。

そして、総合的位置、場所の観点から、それから今後の多くの公共施設の在り方等もしっかりと検討させていただいて、あの位置に小学校跡地活用という意味も踏まえまして決めさせていただきました。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

9番、石井壽富です。

今、小学校の跡地の部分での質問が多く出ておりますけれども、津賀小学校の場合は2億9,000万円、3億円近い、下竹小の分の改修部分は1億円ほど、この差というのはどのような部分で3倍からの差額が出とるわけですかね。

それから、これに基づいて、これは一般質問じゃないんじゃないからあれなんじゃけど、解体をする計画とかというものも含めた上できちっと予算のあれをするべきであって、あまりにも金額の差が大きい、この差はどういった部分の差ですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡崎加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（岡崎直樹君）

それでは、お答えいたします。

旧津賀小学校の跡地利用に関しましては、図書館、公民館等が入るようになっております。そのために、先ほど説明しましたように、エアコンの設置であるとか建具の改修、内装の改修、あと部屋の形状、今現在、教室として使っているところの壁の撤去等、そういう費用も発生しますので、あと面積自体も大きいものでありますので、この金額が出ているのかと思っております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

今、説明は聞いたわけでありましてけれども、もう少し、もう予算書に出とるわけですから、今となってはどうかと思っておりますけれども、10年先をよう考えた上での計画をなさっておるのかな。

旧加茂川の支所の場合は解体業務も含まれるわけですから、これは相当の予算の規模でやられるわけですがけれども、そのあたりは、町長、しっかり執行部として将来的な人口動向であるとかいろんな位置であるとかというものは検討なされてやとられるんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

石井議員言われるとおり、吉備中央町は、1万足らずの町であっても、公共施設が本当に多くございます。その公共施設を今後どのように対応していくかというのをしっかり考えた上で、残すものは残す、また活用できるものは活用する、そうした中で活用できないものはおのずと撤去ということになります。

また、加茂川庁舎、その近辺につきましては、耐震化ができておりません。そういうことは、広く使うことが困難でございます。いずれこれは撤去という方向になりますが、その撤去につきましても多額の費用が要りますので、撤去の順位というものをしっかりと検討しまして決めていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

町長、今、耐震ができてないとかと言わりようりますけれども、合併の当時の協定というのものもあるわけですから、耐震ができてないところに支所を持っていったわけでしょうがな。あつこに支所はなかったわけですよ。今さら耐震ができてないからというても、耐震ができてないところに、副町長、持っていったんじゃないんかな、わざわざ。理屈に合わん答弁じゃと思いますけど。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

2町合併をやりまして21年になります。その合併のときに両町対等合併ということで始まってます。そして、その中でその庁舎はおのずと対等に残すということが決められております。そして、どちらも庁舎として機能する。本庁というのは決めておりません。しかし、本庁機能としては賀陽庁舎を使いましょうというのがそのときの取決めでございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

今、小学校の跡地活用についていろいろ内容的な質問が出ておりますけども、6校が閉校になって、それぞれの事情があったり、地元要望の件とか、それがどの程度強かったかということについては、内容は全部が全部、議会のほうは承知してないと私は認識しておりますけども、地元要望との比率ですね。

先ほどのやり取り中で、旧下竹小については約1億円、津賀については約3億円ということで、大変差がございます。それは現状の施設の今の状態と新しく使うものでそういう差も出てくるんだろうとは思いますが、他の6校について、今この2校についてはそうなんですが、他の4校、3校半というか、御北、上竹、大和、吉川についても今、事業を少しやっておりますけども、あれはソフト事業だけだと聞いております。今後、ハードの改修はどうなるのかということではありますが、基本方針については、町長さっきお答えになりましたように、地元要望を優先してということで、今の津賀、それから旧下竹もそんなことも十分考慮されてと思っております。

先日の私の一般質問の中で、今、4校、御北、上竹、大和、吉川でありますけども、これだけ下竹、津賀にはたくさんのお金が投入されているのに、地元で使ういろんなことについて用途変更をしたらできるのではないかということで議論もありましたけども、他の4校について、学校の施設活用について、例えば町長お答えになったように、賢く縮むとか、不要なものはもちろん撤去する必要があると思っておりますけども、閉校小学校の地元活用で地元要望のあるものについては、多くの予算を投入してる学校もあれば、用途変更もしないとなかなか使えなくなるということの、これはもう一つ申し上げると、屋外は使えると、屋内についてはということでございましたけども、ほかの他の、今の津賀、下竹ではたくさん予算を投入されてるのに、このあたりの向き合い方、今の4校について、そのあたりについてできるだけ地元要望に沿って公平に様々な予算措置とか、使えるような法と方法をぜひとも探っていただきたいし、予算づけもしていただきたいと、このように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、山崎議員のは、下竹、吉川の予算内容とは別に、他の4校について、地元要望があればそれなりに配慮してほしいというふうに理解して、それは当然であります。ただ、

今、それぞれ地元が総意を持って活用されてるところと、今度プロポーザルと、民間にというところがございますので、その辺の振り割りはしっかりとやっていかないといけない。ただ、地元が地元として総意で何かするというときには、当然、何らか町としても御支援というのは当たり前だと考えております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論の申入れがありましたので、まずは原案に対して反対者の発言を許可します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

旧下竹小跡地への教育委員会、子育て推進課、地域包括支援センター、社協の移転を踏まえた工事費を含む令和8年度予算に反対いたします。

関連部署を集約して、教育、福祉行政が活発になる、町民の利便性が上がるという趣旨には、大いに賛同いたします。その一方で、デメリットとして重大なものが一つ、安全性です。ほか市町村の事例を調べようとしたのですが、行政施設を警戒区域に移転させるという事例にはたどり着きませんでした。全国的にもほぼ存在しないと言ってよいと思います。

今、防災移転支援事業にもあるように、自治体含めて社会全体の流れがハザード区域外への移転に向かっているという中にあり、現在、吉備中央町においてはそれぞれ区域の外にある教育委員会、社協を危険区域に移すということは、合理性に欠けており、社会の流れに逆行していると感じます。

強調したいのは、一番の基本として、安全の確保は全てにおいて優先されるのではないかとことです。それが平時の利便性の後ろに後退してしまっているのが現状だと思います。

行政マンの皆さんが総力を挙げて完成した予算案に反対することに対し、大変心苦しき

を感じています。同時に、議会としてこの件に賛成することへの責任の重さも感じています。

禍根を残すとは、災難や争い事の原因がそのまま残り、将来的に問題やトラブルのもとになる状態を表します。禍根を残さないまちづくりを求めます。

○議長（西山宗弘君）

原案に対して賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

賛成多数です。したがって、議案第23号、令和8年度吉備中央町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第35号、吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第36号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について、議案第37号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出がありました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてから議案第37号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第1、議案第35号、吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、議案第35号について御説明いたします。

吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。令和8年3月24日提出。吉備中央町長、山本雅則。

説明に入ります前に、概要について御説明いたします。

本条例は、保育所等に通っていない未就園児に対し、一定時間の通園機会を提供することにより子どもの育ちを支えるとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立防止を図るため、国において制度化が進められております、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に当たり、国の制度に基づく給付事業としてその事業を対象とするかどうかを町が判断するものであることから、新たに条例制定するものであります。

本条例につきましては、当初提案には含めておりませんでした。国における制度の詳細や運用の方向性が示されたことを踏まえ、本町としても実施に向けた準備を進める必要があることから、今回、追加上程するものであります。

〔条例朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

まず初めに、子ども・子育て支援法そのものを私は十分承知しておりませんので、そのことをお知りおきいただいて質問いたします。

まず、ここに定めてる特定乳児等というのは、先ほどの御説明では未就園児ということだけだったんですが、それ以外の様々な状況の子どもたちもいると思うんですが、ただ未就園児というくくりだけなのかというのも法律の規定が分かりませんので、まず特定乳児等というのは未就園児だけを指すのか、それ以外の様々な状況にある子を指すのかということが1つあります。

それから、第2条第4項の、これが微妙な書き方ですけど、人権の擁護、虐待の防止等々の整備を行うということで、この中で特定乳児等通園支援事業所というのは町内の子ども園のことを指すのでしょうか。そうした場合、次の3条の2項にあります、4つの子ども園がどこが指定されるのかということと、それぞれ開所する、今、3条2項で開所する日数、時間及びその他の一月当たりの利用定員、来年度からこういうものも、新たに子ども園が指定されるんだったら、こういう日数とかそれぞれにおいて定めるということになるのでしょうか。

それから、第4条、面談と書いてありますけども、子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後にということで、利用の申込みというのは保護者がするのか、誰がどのように申込みをするのか、細かいことはまたいろいろ、本会議では全て聞かれないこともあるので、私も研究させていただきますが、取りあえず基本的にそこら辺が分かりませんので、そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、御質問にお答えいたします。

まず、未就園児とはというところのお話ですけれども、特定乳児等につきましては、生後ゼロ歳6か月から満3歳未満のお子さんが対象となっております。

それから、町内のどこですのかという御質問につきましてですけれども、町内では、

私立のこども園、にこにこふたばこども園、それから吉川にあります公営の子育て支援センター、その2か所を予定しております。

それから、面談等につきましてのお話になりますけれども、面談につきましては、まずこの制度につきましては、全国の自治体で4月1日からこども誰でも通園制度という制度が始まります。各自治体でどこかでこの制度を使った事業を起こさなければならない、これは国の通達によるものです。それは、どの子どもであっても、誰でもまずは社会性を身につけること、子どもさんにとってはそういうことです。それからあと、保護者の育児負担の軽減、そういったものが大きなものがあります。それによって、保護者の方が利用をされたい、自分のまずは住所地の市町村に申請をします。給付の認定を受けます。あなたはこの制度を利用できますよという認定を受けます。その認定を受けましたら、極端に言いますと、全国どこの自治体がしている事業も利用できるというものになります。ただ、時間については、吉備中央町では1か月に10時間までとさせていただいております。

まず、申込みを受けて認定を受けます。その後には、アレルギー等の問題があったり、そのお子さんの特性もあります。そういったことをまずは面談でお聞きする。この制度の中に分かりにくいところはあるんですが、お母さん方、お父さん方、保護者の方が育児に不安を抱えられているようなことも面談をすることでいろいろお聞きすることができるという制度もこの中に入っております。そのために、まずは面談をさせていただく、いろんな面で面談をさせていただいた後に利用の申込みができるという、ちょっと複雑な制度にはなっております。

簡単に申し上げますと、保護者の方がまず自分のお住まいの市町村に申請をして認定を受ける、認定を受けたら事業所に申請をする、そのときに面談をする、面談が終わったら申請ができるので、利用できるので利用申込みをするといったような流れとなっております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

法の趣旨にのっとっての骨格的なことは今の説明で分かりました。

質問でお答えいただけなかった、2園ということですが、これについて、来年度、日数とか時間とか何曜日とか、時間の制限はお答えになったように思いますが、これは具体的に例えば月、水、金だとかというようなことがもう周知されるかどうかというのが1つと。

もう一つ、これは保護者からの申請ということでしたが、全国的に小さなお子さんの家庭における不幸な事件もあります。そういうことに対処するような法の趣旨だと理解しますが、その場合、第2条第4項のさっき気になると言った人権の擁護、虐待の防止というようなことも書かれておりますので、保護者がそういうことで申請に至らなくて、子どもの健全な育成、成長にもし家庭環境の中でなった場合、保護者が申請するという手続上の決まりがあって、その前段階で例えば民生児童委員とか地域とかそういうのも何か関わるといことについても、この条例では多分そのようなことも書かれておりませんが、実際、保護者が申請する場合のそういう事前のサポートとか、そういうのも何か想定されているのでしょうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

日数等につきましては、今、2つのにこにこふたばこども園それから子育て支援センター、こちらについては町の認可が必要です。こちらの認可、それからあと確認という、ちょっと分かりにくいんですけども、確認の申請も出ておまして、そちらは全て確認済みで、4月1日から実施ができるという方向になっております。

ただ、こども誰でも通園制度、なかなか制度も難しく、国のほうからの通達もなかなか来なかったり、いろいろ複雑な新しい事業でございます。ですので、なかなか周知のほうはまだできておりませんが、これから本日の条例のほうを可決いただきましたら周知のほうをしていきまして、4月1日から利用ができるように準備を整えてまいります。もちろん、ホームページ、それからちょっと時期はずれますけれども、広報紙であったり公式LINEであったり、いろいろな方法でまず皆さんにこの利用ができるように周知をしてまいります。

まず、子育て支援センターにつきましては、月曜日から金曜日まで毎日8時30分から

17時まで受入れをいたします。

ふたばこども園につきましては、9時から16時の受入れを予定をされております。

運営につきましては、日数であるとか受入れ時間であるとか、そちらにつきましては事業所の判断ということになっておりますので、事業所で決めることができるようになっております。

それから、サポート体制につきましてはですけども、サポート体制につきましては、もちろん議員さんおっしゃられた隠れて見えないお子さん方ですね。あつてはならないんですけども、自宅で虐待を受けられたりとかしていた方々につきましては、もちろんそういった方々も掘り起こしができればというような制度になっております。ただ、もしそういったお問合せがありましたら、もちろん子育て推進課のほうにお電話いただいたり御連絡をいただいたり、そこからまた別のことで保健師等と連携を取ったり、そういったこともできるかと思っておりますので、もちろん申請が保護者でないといけないっていう、そこまで私は読み込めてないんですけども、一応保護者ということにはさせてはいただいておりますが、ほかの方法も検討ができるのではないかなと思っておりますので、また今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

本事業を否定するものでもなく、逆に応援するところなんですけれども、そういった中でちょっとだけ教えていただけたらありがたいと思うんです。

先ほど課長のお話の中で、月10時間を上限として、それぞれ受入れを誰でも全ての子どもさんに対して門戸を広げていると、これは本当にいいことだなと思っております。

いいことと同時に、逆の面でいうと、じゃあ受入れ側の基盤がきちんとしてる、できるのかどうかというんが私は若干心配するところなんです。通常の子どもさんであれば、通常保育の中で朝から晩までいらっしゃって長く付き合っていきますから、保育士の皆さん方がその子どもさんの特性とか、それから先ほど課長も言われたけども、アレルギーであったりとか、いろんな子どもさんに対するその子の情報というのがちゃんと得られると思うんです。それが月に10時間もしくはそれ以下の子どもさんも多分いらっしゃると

思うんですね。3時間とか2時間とか。そういったときに、子どもさんの特性の情報を本当に保育士さんたちがつかめれるのかなという逆の心配をするんですけれども、それに対して行政としてはどのようなバックアップ体制を取られてるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、御質問にお答えいたします。

月に10時間という本当に短い時間で子どもたちが来て、じゃあその空気に慣れるのかといったら、大分心配なところはございます。ですけれども、家に閉じ籠もってしまっている保護者の方々とお子さん、その方々が地域に出てこれるところにつきましては、この制度については非常に効果があるのではないかなと思っております。

それからまず、特性がつかめないのではないかと、そうだと思います。ずっと1年間、子どもを受け入れていくと、子どもの特性が徐々に分かってくるってことはありますけれども、今回のこの制度については当初に面談ということがございます。その面談でどこまで聞き取れるかという形になりますので、そこでいろいろ詳細に保護者の方と受入れ側と話をしながら、安全に受入れができるような体制を整えていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

この件については、最終的には、さっき課長言われたように、保護者にとってはとてもありがたい事業だと思うんですね。本当に私もこういう事業があつたら使ってたと思います。ただ、じゃあその負担っていうものが今後は保育士さんのほう、受入れ側のほうに多分かぶっていくと思うわけなんですね。そのあたりを行政のほうでどこまで本当に拾い上げて支援ができるのか、このあたりはこの事業が存続できるかどうかにつながっていくと思うわけです。ですから、ぜひ事業を進めながら、保育士さんの状況も聞きながら、どういう体制でどういうふうなバックアップあるいは支援が今後できるのか、そのあたりを含

みおきながらこの事業を進めていただきたいと思いますけども、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁は要らないんですかね。

○11番（黒田員米君）

考えを。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、御質問にお答えいたします。

もちろん、今年度から新しくスタートする事業でございます。我々も、保育士さんたちに御無理のない範囲でという形では思っておりますが、していく中ではいろいろな課題も見えてくるかと思えます。そちらについては、一つ一つ丁寧にクリアできていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

12月議会でしたでしょうか、通称こども誰でも通園制度に関わる条例が定められまして、今回はその中でも6か月から3歳までという特定の年齢の方に関することが定められたということだと思うんですけども、特定乳児ではない年齢層の方たちと今回の対象になる方たちの扱いの何か具体的な違いっていうのを教えていただけたらと思います。例えば、先ほどあった面談がこの方たちだけあって、特定乳児ではない方にはないとか、そういった具体的なところを教えていただけたらと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

まず、議員さんおっしゃられた12月に上程をさせていただきました条例につきましては、区別をしていただければと思うんですけども、12月で条例を制定をしていただいたものについては、施設の基準について、施設が対象となるかどうかの基準を定める条例になっております。今回の条例につきましては、この事業をしてもいいかなというところの基準を定める、運営の中の基準となっております。

それからあと、特定乳児等につきましては、ゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんになっております。これがなぜかといいますと、3歳以上につきましては、誰でも幼稚園に通うことができる、保護者の就労要件を問わないことに3歳以上はなっておりますので、そちらについては3歳以上の方であれば幼稚園に通うことができます。町内には幼稚園というものはないんですけども、認定こども園の中には3歳以上は幼稚園の部になりますので、そちらのほうに3歳以上であれば就労要件を問わず入園ができるとなっております。もちろん、3歳未満につきましては、保護者の方の就労要件が必要となっております。保護者の就労がなくても利用できるものとして、ゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんが特定乳幼児として今回のこども誰でも通園制度の対象となったということになります。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

いい制度だとは思いますが、ちょっとお聞かせください。

町には、子育て支援センターで一時預かりの制度がありますよね、1時間200円で。これとのすみ分けはどうなるんでしょう。この新しくできる制度の中での保護者負担というか費用負担はどういうふうにされるのか、そこをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

まず、一時預かりとのさび分けということなんですけれども、一時預かりというのは、保護者の方から見て、用事があるから預けをさせてほしいという保護者目線のものが一時預かりというものになっております。今回の誰でも通園制度につきましては、もちろん

保護者の方の育児負担の軽減というのもあるんですけども、子どもさんの社会性を身につけるために利用をしていただくもの。その2つの点がかみ合わさったような制度ではございますけれども、一時預かりについては保護者からの目線で利用をするもの、それから誰でも通園制度につきましては子どもさんを主体的に考えた制度ということになっております。

それから、利用負担につきましては、子育て支援センターにつきましては、一時預かりの利用料と同じ200円を予定しております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

先ほど課長のほうから子どもの社会性を身につけるためにということをお伺いしたんですが、もしそうであれば、子育て支援センターを現在一時利用で利用されてる子どもの世帯って割と少ないと思うんです。となれば、子育て支援センターの職員が例えばこども園に行って、たくさんの子どもがいる中で子どもたちを見るほうが、子どもの能力とかそういったものは伸びるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

まず、一時預かりをしている子育て支援センターのほうで実施をするというのは、町内のこども園につきましては、今、職員のほうがぎりぎりの状態で、今、職員のほうが配置基準には足りてはいますけれども、なかなかそこが難しいかなというところから、子育て支援センターで一時預かりをしているのと同じ預かりでできたらということではしております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第35号、吉備中央町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については原案のとおり可決されました。

議案説明の途中ではございますが、ただいまから10時55分まで休憩とします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第2、議案第36号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第36号を御説明いたします。

令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和7年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和8年3月24日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第36号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第3、議案第37号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、議案第37号につきまして御説明いたします。

令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和8年3月24日提出。吉

備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

歳入のほうの9ページの説明で、特別徴収のほうが減って普通徴収が増えたというのは意外だなと思ったんですが、その内容じゃなくて、今、特別徴収と普通徴収の割合はおおむね何%ずつぐらいなのでしょう。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

特別徴収がおおむね9割、普通徴収が1割となっております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第37号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第4、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

各委員長申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定をいたしました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

皆さん、第1回の議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

22日間という大変長い会期の間、皆様方には慎重審議を賜りまして、また上程させていただいた全ての議案につきまして承認可決を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。

今回、特に令和8年度の当初予算でございますが、大変財源が厳しい中でめり張りを持たせた予算を組まさせていただきました。その予算につきましても、皆様方御審議の上、可決をしていただきましたこと、本当にうれしく思っているところでございます。

暑さ寒さもよく彼岸までというような言葉を言います。このところ、春に近づいたというような何か気持ちがいい日が続いております。全国でもそこかしこで開花宣言というのが聞かれるところになっております。そうしますと、すぐに新年度は始まります。皆様方に可決をいただきました新年度予算をもちまして速やかに新年度事業に取り組んでいきた

と思います。そして、皆様方と共にまた明るい吉備中央町になるように今後とも尽力していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで令和8年第1回吉備中央町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時08分 閉会